

別紙 2

卵巣機能低下症例に対する妊孕性温存療法費用助成事業 妊孕性温存療法・温存後生殖補助医療を行う医療機関の指定基準

1 施設に関する要件

実施医療機関は、次の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県内に所在地を有し、公益社団法人日本産科婦人科学会に下記ア及びイの生殖補助医療実施登録施設として登録されていること。
 - ア 体外受精・胚移植に関する登録施設
 - イ ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する登録施設
- (2) 一般社団法人日本生殖医学会が認定する常勤の「生殖医療専門医」を配置していること。
なお、常勤とは、原則として病院で定めた医師の勤務時間の全てを勤務する者をいい、病院で定めた医師の1週間の勤務時間が32時間未満の場合は、32時間以上勤務している医師を常勤医師とする。非常勤医師の常勤換算は行わない。
- (3) 公立・公的医療機関であること

2 管理者、実施責任者の責務

- (1) 医療法第十二条による管理者及び日本産科婦人科学会会告「生殖補助医療実施医療機関登録と報告に関する見解」の第3による実施責任者は、県が定める施設に関する要件を満たし、安全・安心な医療の提供に係る責務を果たす必要について十分に理解していること。
- (2) 管理者及び実施責任者は、卵子の凍結保管を適切に行うこと。なお、自施設で卵子の凍結保管を行わない場合は、卵子の凍結保管を行う施設との契約等により、凍結卵子が適切に保管されるよう対応すること。
- (3) 県が必要に応じて実施する現地調査に協力すること。

3 実施医師の責務

- (1) 生殖医療の実施医師が、対象者の健康状態を把握し、公益社団法人日本産科婦人科学会、一般社団法人生殖医学会等の基準等に基づき卵子凍結の実施可否を判断すること。
- (2) 併存する疾患との治療の調整が必要な場合には、生殖医療の実施医師は、併存する疾患の担当医と連携すること。また、必要に応じて併存する疾患の担当医師に対象者の診療情報を提供するとともに、併存する疾患の担当医師から対象者の併存する疾患の診療情報の提供を受けること。

4 凍結卵子の売買・譲渡に係る仲介・あっせんの禁止

- (1) 凍結保存された未受精卵子の売買・譲渡その他第三者への提供に係る仲介・あっせんは、いかなる場合においても行わないこと。

5 その他

- (1) 助成金の対象者が申請を希望する場合、当県の定める様式に本人の行った治療内容等を記入すること。
- (2) 実施に当たっては、治療の内容や凍結保存の維持（初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は助成対象外であること）等について、患者に十分な説明をし、同意を得ること。